

主な二国間協議及び現地調査(平成21年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産農産食品 (残留農薬)	残留農薬における協議を実施。	平成21年4月
フィリピン産アスパラガス (ジフェノコナゾール)	平成19年5月から協議開始。平成21年5月、フィリピン政府において残留農薬に係る対策が講じられたことが確認されたことからフィリピン政府が認める登録業者について検査命令を解除。	-
中国産ほうれんそう (残留農薬)	平成14年7月から協議開始。平成21年5月、乾燥ほうれんそうについて、中国側の管理体制を踏まえ、中国政府に登録された一部の企業のみ輸入自粛を解除。協議継続中。	-
タイ産グリーンアスパラガス (EPN)	平成20年7月から協議開始。平成21年5月、タイ政府において違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、タイ政府が認める登録業者について検査命令を解除。	-
タイ産バナナ (シペルメトリン)	平成20年10月から協議開始。平成21年5月、タイ政府において違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、タイ政府が認める登録業者について検査命令を解除。	-
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成21年8月
米国産セロリ (ボスカリド)	平成21年2月から協議開始。平成21年9月、米国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、米国政府が認める登録包装者又は輸出者について検査命令を解除。平成22年5月、基準値改正に伴い、検査命令を解除。	-
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年7月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成21年11月
カナダ産ロブスター (麻痺性貝毒)	平成20年9月から協議開始。平成21年11月、カナダ政府においてロブスターに係る麻痺性貝毒管理対策が講じられたことから、カナダ政府が認める登録業者であり、かつ、証明書が添付されたロブスターについて検査命令を解除。	-
ブラジル産コーヒー豆 (ジクロールボス及びナレド)	平成15年10月から協議開始。平成22年1月、ブラジル政府により違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたこと、また、これまでの検査実績を踏まえ、ジクロールボス及びナレドに係る検査については検査命令を解除。	-
オーストラリア産食肉 (衛生管理)	オーストラリアにおける食肉検査体制及び食肉施設の管理体制の確認を行うため、現地調査を実施。	平成22年1月
タイ産マンゴー、マンゴスチン (残留農薬)	タイ産マンゴー、マンゴスチンの残留農薬管理体制を確認するため、登録業者及び農場現地調査を実施。平成22年3月、タイ政府が認めるマンゴスチンの登録業者について検査命令を解除。	平成22年3月
タイ産鶏肉 (衛生管理)	平成21年11月、検査命令を解除。衛生管理体制の確認を行うため、養鶏場、食鳥処理施設及び食肉加工施設の現地調査を実施。	平成22年3月
ベトナム産水産食品 (衛生管理)	ベトナム産水産食品の衛生規制及び管理体制の確認を行うため、現地調査を実施。	平成22年3月